別表第一の注中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第四条第四項ただし書の規定により行われる府県天気予報にあつては、すべての府県予報区の担当気象官署は、気象庁本庁とする。

別表第四を次のように改める。

**別表第四**（第四条、第五条、第十条、第十二条関係）

| 府県予報区 | | 区域 | 分担気象官署 |
|---|---|---|---|
| 宗谷地方 | 宗谷地方 | 稚内市、宗谷郡、枝幸郡、天塩郡（幌延町及び豊富町に限る。）、礼文郡及び利尻郡 | |
| 上川・留萌地方 | 上川地方 | 旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川郡（十勝地方の区域を除く。）、空知郡（上富良野町及び南富良野町に限る。）、中富良野町、富良野町、勇払郡（占冠村に限る。）、中川郡（美深町、音威子府村及び中川町に限る。）及び雨竜郡幌加内町 | |
| | 留萌地方 | 留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡及び天塩郡（宗谷地方の区域を除く。） | |
| 網走・北見・紋別地方 | 網走地方 | 北見市（常呂町に限る。）、網走市、網走郡、斜里郡及び常呂郡（佐呂間町に限る。） | |
| | 北見地方 | 北見市（常呂町を除く。）及び常呂郡（佐呂間町を除く。） | |
| | 紋別地方 | 紋別市及び紋別郡 | |
| 釧路・根室・十勝地方 | 釧路地方 | 釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡及び白糠郡 | |
| | 根室地方 | 根室市、野付郡、目梨郡、色丹郡、国後郡、択捉郡、標津郡、紗那郡及び蘂取郡 | |
| | 十勝地方 | 帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（上川地方の区域を除く。）、足寄郡及び十勝郡 | 帯広測候所 |
| 胆振・日高地方 | 胆振地方 | 室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町及び洞爺湖町に限る。）、有珠郡、白老郡及び勇払郡（占冠村を除く。） | |
| | 日高地方 | 沙流郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡及び日高郡 | |
| 石狩・空知・後志地方 | 石狩地方 | 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市及び石狩郡 | |
| | 空知地方 | 夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知郡（上川地方の区域を除く。）、夕張郡、樺戸郡及び雨竜郡（幌加内町を除く。） | |
| | 後志地方 | 小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡（胆振地方の区域を除く。）、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡及び余市郡 | |
| 渡島・檜山地方 | 渡島地方 | 函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二海郡（檜山地方の区域を除く。）及び山越郡 | |
| | 檜山地方 | 二海郡八雲町（熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町に限る。）、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、瀬棚郡及び久遠郡 | |
| 青森県 | 津軽 | 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡 | |
| | 下北 | むつ市及び下北郡 | |
| | 三八上北 | 八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び三戸郡 | |